

第2章 計画の目指す方向

第2章 計画の目指す方向

1 基本理念（めざす姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって21世紀の最重要課題であり、当市においても例外ではなく、同様な課題として認識する必要があります。

そこで、弘前市男女共同参画プラン2018～2022の基本理念は、市民一人ひとりにとって生きやすい弘前をイメージした男女共同参画社会の実現を目指し、「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」とします。

一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前

2 基本目標

基本理念に沿った男女共同参画社会の実現のために、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 「すべての人が活躍できる社会の実現に向けて」

少子高齢化やグローバル化などの社会経済情勢の急速な変化により様々な課題が生じている中で、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく男性も暮らしやすい社会の実現につながるものであり、家庭、職場、地域において、一人ひとりが十分に能力を発揮し自分らしい生き方を選択して活躍できる社会の実現に向けて取組を推進していかなければなりません。

女性は人口の半分、就業人口の4割以上を占め、既に様々な分野で社会的活動を担っています。これらの活動の政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現の根幹をなすものです。しかしながら、我が国はこのことでは立ち遅れており、早急な取り組みが求められています。政治、職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が共に責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定の場に女性の参画が

拡大するよう、女性のエンパワーメント支援を推進します。

また、働く女性が増え、多様な職場に進出しています。その地位を確立し、女性自身の職業能力を一層発揮できるように、家事、育児、介護などの家庭的責任を男女がともに担うための支援を進めます。さらに、農業や自営の商工業において、重要な役割を果たしている女性が、その能力を十分に発揮し、正当に評価され、意思決定過程に参加できるように男女共同参画を推進します。

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識などにとらわれず、家庭的責任を男女が共に担っていけるようこれまでの働き方を見直し、男女ともに多様な生き方を可能にする男女共同参画社会実現に向けて、家庭、職場、地域において調和のとれた生活を送り、男女ともに一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 「すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて」

一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らすためには、性別、世代、生活環境などにとらわれることなく、それぞれの人権やライフスタイル、価値観を互いに認め合わなければいけません。

昨今の社会情勢により単身世帯やひとり親世帯が増加し、また、厳しい経済・雇用情勢の中で家族のあり方も多様化しており、貧困や地域での孤立など生活上の困難に直面する人が増加しています。これらの人々が安心して暮らすことができるよう、相談機能の強化や生活安定への支援を図ります。また、女性であることなどにより複合的に困難な状況に置かれている場合についても、男女共同参画の視点に立った支援を図ります。

持続可能な社会を構築していくためには、女性をはじめ多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進していくことが重要です。

また、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、平和な社会を脅かすものです。社会全体としてその根絶を目指す必要があります。

さらに男女が身体的な特性を互いに理解し合うことで、お互いを尊重し、共に助け合い、それぞれが自立した生活を送ることができることから、男女が互いを理解し、生涯を通じて健康に暮らせる環境整備を図ります。

市として今後も引き続き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人の人権が侵害されることのないよう、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現をめざします。

基本目標Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けて」

男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた「男らしさ、女らしさ」といったジェンダーに基づく偏見や固定的性別役割分担意識の解消が不可欠です。しかしながら、これらは依然として家庭、職場、地域社会のあらゆる場に根強く残っています。

男女平等の価値観や意識は、生活や教育に影響されることから、人権尊重と男女平等を推進する教育、学習に取り組むとともに、男女が性別に関わりなく社会の対等な構成員としてその能力を十分発揮することができるよう、性別役割分担意識の解消を目指して、社会制度や慣行の見直しを進めていくための意識啓発を継続し、その定着を図ります。

メディアを通して発信される情報は、多くの市民の意識や行動に大きな影響を及ぼします。メディアを通じて男女共同参画を正しく理解してもらうために、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進め、理解と普及の促進を図ります。

また、災害時には平時における社会の課題が一層顕著に現れますが、近年多発する大規模災害に鑑み、その教訓を踏まえて、平時から防災・復興施策への男女共同参画の視点導入を推進し、地域の防災力を高めていくことが重要です。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定したものであり、弘前市の男女共同参画社会形成のための施策に関する基本的な計画です。

また、国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第4次あおり男女共同参画プラン21の趣旨を踏まえ策定し、市の最上位計画となる次期弘前市総合計画と整合を図り、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

さらに、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項^{注1}に基づく弘前市推進計画[※]として位置づけます。

注1) 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが、努力義務となっています。

※ 弘前市推進計画

本計画における該当箇所

基本目標 I

重点目標 2 女性の人材活用とエンパワーメント支援

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

4 雇用等における男女共同参画の推進

5 農業等における男女共同参画の推進

4 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。なお、計画期間中に法改正等があった場合、本計画との整合を図り、必要に応じて随時見直しを実施します。